

九州運輸局 (定員数 565人)

※平成22年度末定員

安全に関わる業務

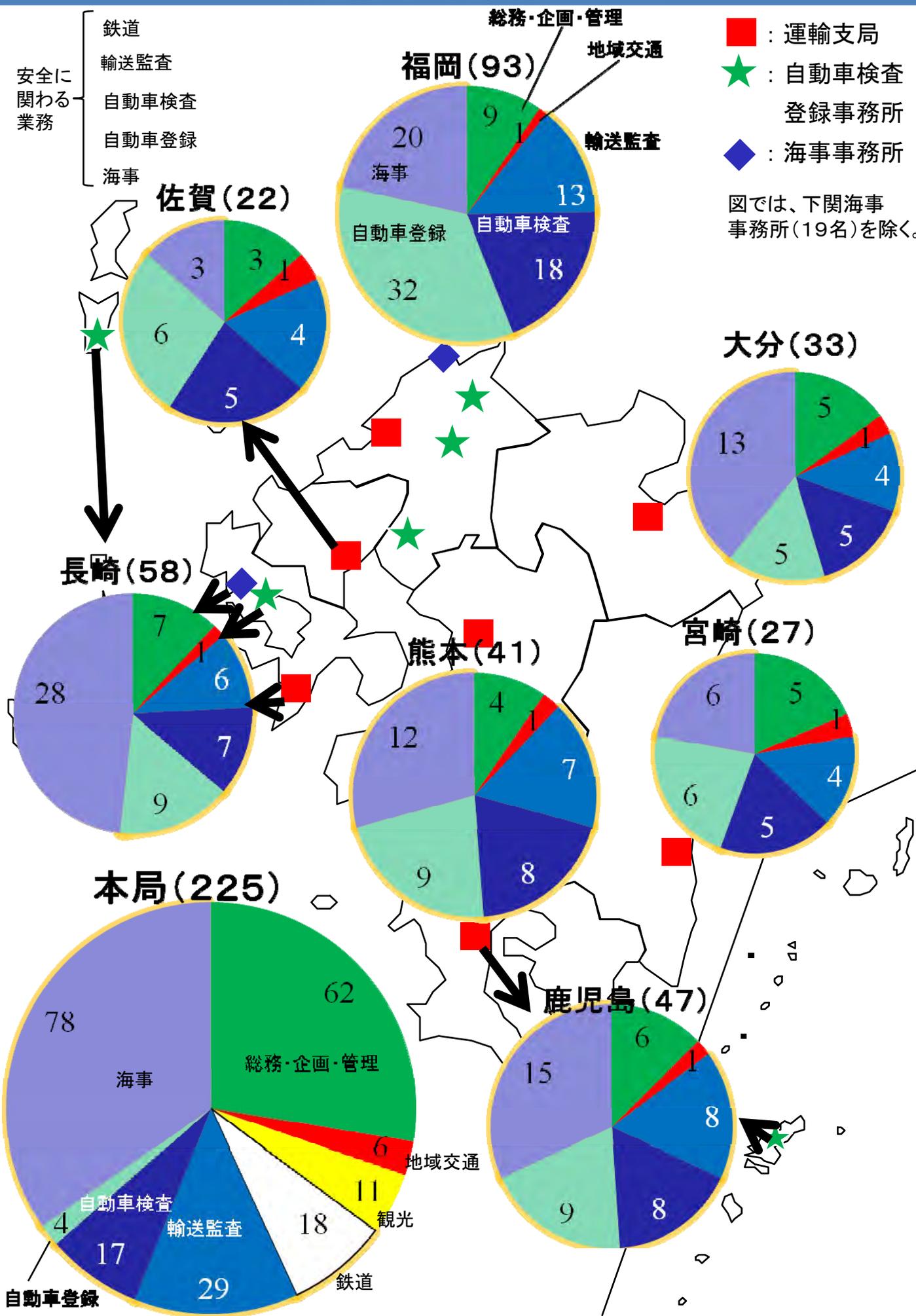
- 鉄道
- 輸送監査
- 自動車検査
- 自動車登録
- 海事

総務・企画・管理

地域交通

- : 運輸支局
- ★ : 自動車検査登録事務所
- ◆ : 海事事務所

図では、下関海事事務所(19名)を除く。



地域公共交通の活性化・再生の必要性

住民の足の確保、ユニバーサル社会の実現

活力ある都市活動、観光振興

環境問題等への対応

スキーム概要

基本方針 (国のガイドライン)

主務大臣(国土交通大臣・総務大臣)は、地域公共交通の活性化及び再生に関する基本方針を策定

1. 計画の作成・実施

協議会(市町村が設置)

市町村 公共交通事業者 道路管理者 港湾管理者 公安委員会 住民 等

助言

国(地方運輸局)・都道府県

地域公共交通総合連携計画 (市町村が作成)

地域の関係者が地域公共交通について総合的に検討し、地域のバス交通の活性化や地方鉄道の活性化など地域住民の移動手段の確保、都市部におけるLRTやBRTの導入や、バスの定時性・速達性の向上、乗継の改善等、地域公共交通のあらゆる課題について、当該地域にとって最適な公共交通のあり方について合意形成を図り、合意に基づき各主体が責任を持って推進。国は、これを総合的に支援。



送付

予算等

- ・計画策定経費支援
- ・関係予算を可能な限り重点配分、配慮
- ・地方債の配慮
- ・情報、ノウハウの提供
- ・人材育成 等

法律上の特例措置

- ・LRT整備に関する上下分離制度の導入
- ・LRT・BRTの車両購入費、施設整備事業等に係る一部起債対象化
- ・鉄道事業の廃止予定日の延期
- ・鉄道事業の「公有民営」方式の上下分離の導入
- ・関連交通事業法の事業許可等の手続きの合理化 等

国による総合的支援

【地域公共交通特定事業】

- ・LRTの整備
- ・BRTの整備、オムニバスタウンの推進
- ・海上運送サービスの改善
- ・乗継の改善
- ・地方鉄道の再構築※、再生

2. 新たな形態による輸送サービスの導入円滑化

関連交通事業法の事業許可等の手続きの合理化等

DMV(デュアルモードビークル)

・軌道と道路の両方の走行が可能な車両



IMTS(インテリジェントマルチモードトランジット)

・磁気誘導による専用道路部分と一般道路の両方を走行する車両



水陸両用車



等